

令和5年3月7日

ご利用者様へ

岩手県民会館指定管理者
公益財団法人岩手県文化振興事業団

岩手県民会館利用料金改定のご案内

日頃、岩手県民会館をご利用いただき、厚く御礼を申し上げます。

この度、令和5年4月1日利用申込み分（本予約）から当会館の利用料金を新料金適用といたします。

この度の利用料金の改定については、昨今の光熱費を含む諸経費の高騰により、現行の料金体系を維持することが難しい状況となっております。

ご利用者の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願いいたします。

記

【新料金が適用となるもの】

- 令和5年4月1日以降のご利用分で、令和5年4月1日以降に使用許可書を発行したものは、新料金の適用となります。
- 付属設備については、4月1日以降のご利用分は、全て新料金が適用となります。

【改定前の現行料金が適用となるもの】

- 令和5年4月1日以降のご利用分でも、令和5年3月31日17時までに使用許可書を発行したものは、現行料金が適用されます。なお、仮予約は使用許可とはなりません。

※ 大・中ホールを使用する場合は、利用希望日の1年6カ月前から、展示室、会議室は1年前から、それぞれ使用申請ができます。ただし、展示室については、催し物の開催期間が5日以上（生け花は3日以上）に亘り第1展示室及び第2展示室を同時に使用する場合は1年6カ月前から使用申請ができます。

【お問い合わせ先】

公益財団法人岩手県文化振興事業団
県民会館 ホール課 熊谷、佐々木、菅野
電話：019-624-1171（代）